羽咋市議会議員選挙

投票日 ９月７日（日） 午前７時～午後８時

投票できる人

■ **平成19年９月８日までに生まれた人**で、３カ月以上継続して羽咋市の住民基本台帳に記載され、住んでいる人

■最近、住所を異動した人は、投票の場所が変わる場合や、投票できない場合があります。

		投票できる人		投票できない人
		新住所	旧住所	
市内転居の場合	令和７年８月30日以前に転居届をした人	○		
	令和７年８月31日以後に転居届をした人		○	
市外からの転入の場合	令和７年６月１日までに転入届をした人	○		
	令和７年６月２日以降に転入届をした人			○
市外へ転出の場合	令和７年８月31日までに転出した人（※）			○

（※）９月１日（月）から９月６日（土）までに転出する人は、転出する前に期日前投票ができます。９月７日に転出する人は転出日の前日までは期日前投票が、転出日の当日は転出前に当日投票所での投票ができます。

選挙公報は９月６日までに各家庭に配布予定です

■お手元に届かない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。また、市役所１階市民窓口課や各公民館にも備えつけてありますので、ご利用ください。

入場券はハガキで送付します

■投票所、投票時間などを記載した「投票所入場券」を９月１日から順次発送します。お手元に届くまで２～３日かかる場合があります。

■圧着ハガキで世帯ごとに４人分までをまとめて送付し、有権者が５人以上の世帯には２通以上に分かれて届きます。

■投票の際はご自分の入場券を確認のうえ、切り離して投票所に持参してください。

■入場券を紛失したり忘れたりしても、選挙人名簿で登録された本人であることが確認できた場合は、投票できます。スムーズな投票のために、本人確認証（運転免許証、健康保険証等）の提示にご協力願います。

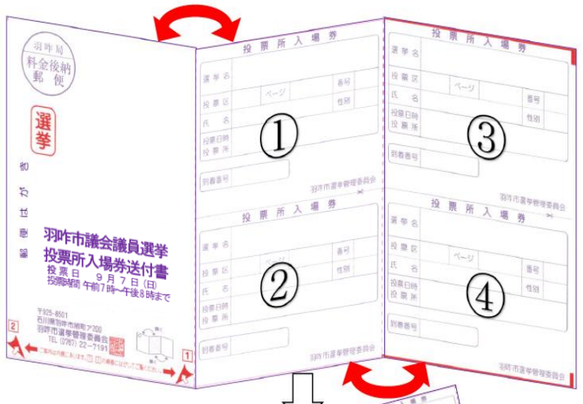

ハガキを開き、ハサミなどで切り離して、投票所へお持ちください。

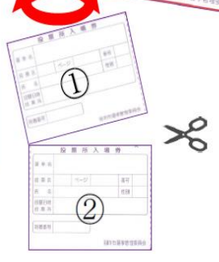

今選挙については、こちらでもお知らせしています。（羽咋市ホームページ）→

投票所一覧

投票区名	投票所の場所	投票区名	投票所の場所
第１投票区	羽咋市役所 １階市民談話室	第７投票区	羽咋市立邑知公民館神子原分館 大集会室
第２投票区	羽咋市立羽咋公民館 ホール	第８投票区	羽咋市立余喜公民館 研修室
第３投票区	羽咋市立千里浜公民館 研修室	第９投票区	羽咋市立鹿島路公民館 研修室
第４投票区	羽咋市立粟ノ保小学校 会議室	第10投票区	羽咋市立越路野公民館 集会室
第５投票区	羽咋市立富永公民館 ホール	第11投票区	羽咋市立一ノ宮公民館 集会室
第６投票区	羽咋市立邑知公民館 ホール	第12投票区	羽咋市立上甘田公民館 集会室

投票日に投票所へ行けない人は、期日前投票ができます

期日前投票所	期　間	時　間
羽咋市役所　１階　市民談話室	９月１日（月）～９月６日（土）	午前８時３０分～午後８時
マックスバリュ羽咋店店内 憩いのひろば		午前１０時～午後７時

入場券の裏面に「期日前投票宣誓書（請求書）」が印刷されています。**混雑緩和のため、ご自宅などで事前に記入のうえ、お越しください。**

投票日（９月７日）が近づくにつれて混雑が予想されますので、可能な方は早めに投票をお願いします。

指定病院等や郵便による不在者投票ができます

指定病院等

石川県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設で不在者投票をすることができます。市内では「公立羽咋病院」、特別養護老人ホーム「眉丈園」「はくいの郷」の３カ所です。

郵便による不在者投票

体の不自由な人は、郵便により自宅で投票することができます。

具体的には、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、下記の表に該当する人です。該当者のうち、上肢もしくは視覚に障害のある人は、代理で郵便投票をすることもできます。

郵便による不在者投票をするには、選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要ですので、事前に選挙管理委員会に申請をお願いします。**投票用紙の請求期限は９月３日（水）**です。

郵便などによる不在者投票の対象者

交付手帳など	障害の種類	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	１級、２級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	１級、３級
	免疫、肝臓の障害	１級～３級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症～第２項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第３項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護５」	

問い合わせ　羽咋市選挙管理委員会（TEL 22-7191、FAX 22-9971）